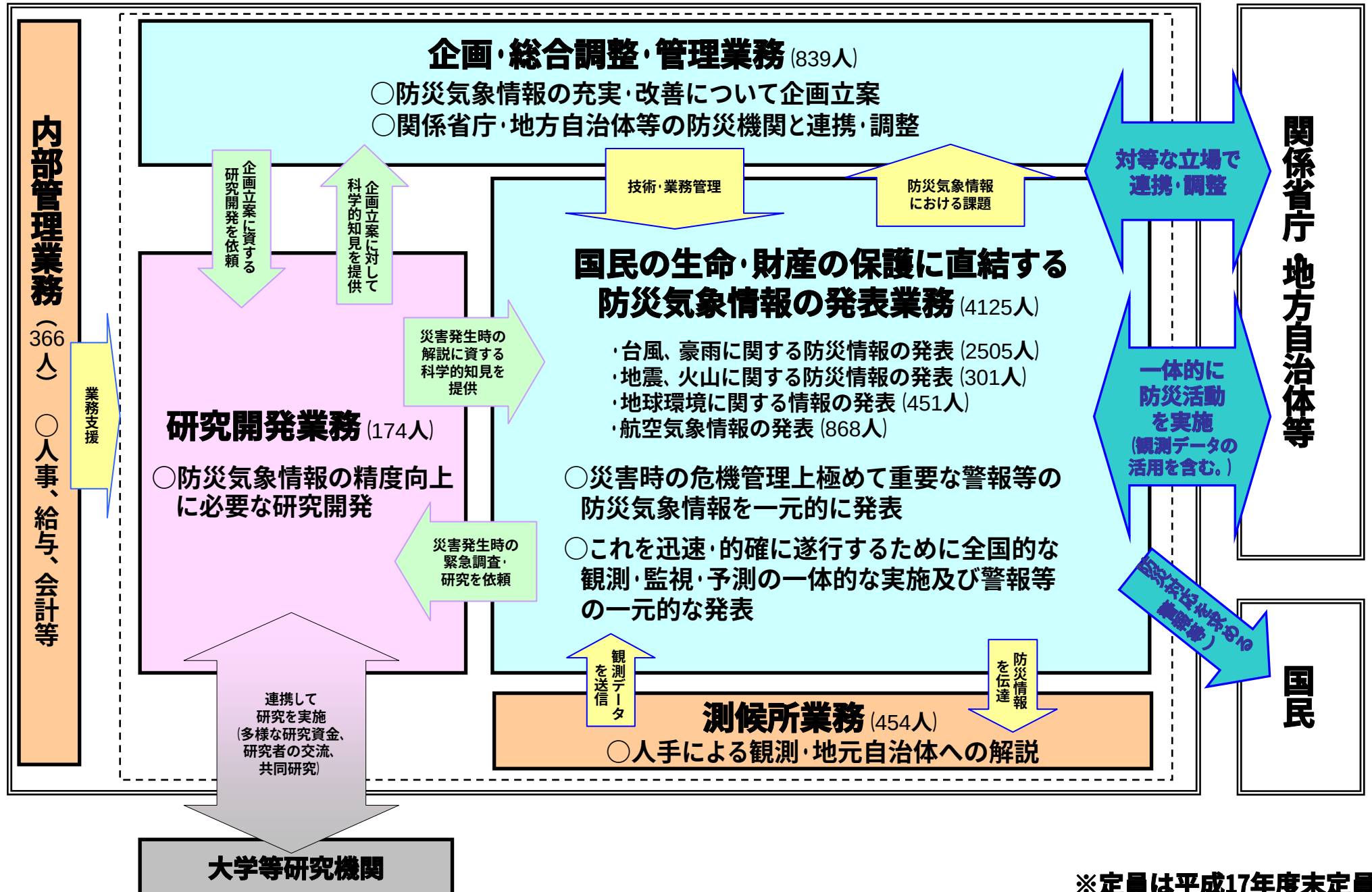


気象庁関係について

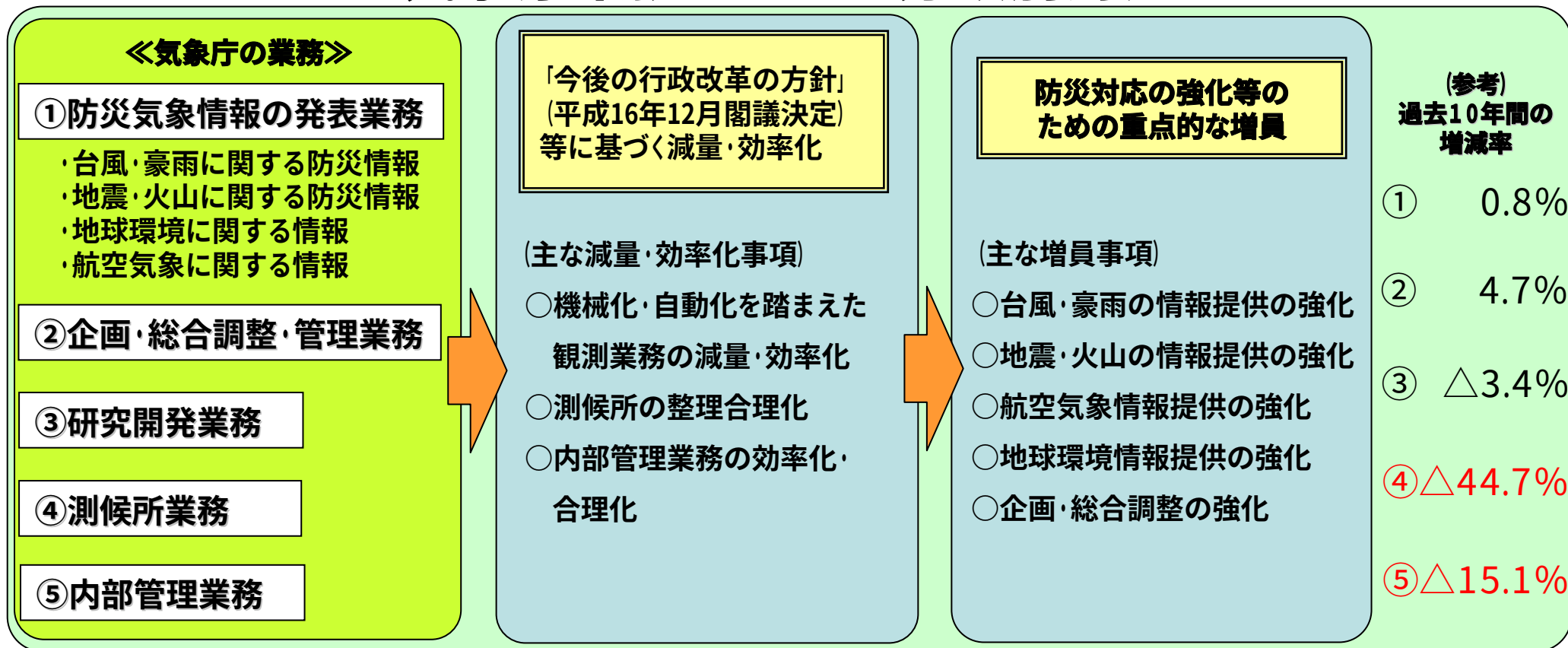
平成18年5月12日
国土交通省気象庁

気象庁業務の概要



※定員は平成17年度末定員

気象庁業務における分類別対応



国自らが行う必要がある業務

他省庁や地方自治体等と対等な立場で行う国民の防災対応を求める警報等の防災気象情報の発表業務、それと一体である観測・監視・予測業務及びそのための企画・総合調整・管理業務

(以下の観点から上記気象業務は国自らが一元的・一体的に行う必要)

- ◇警報等の防災気象情報の発表を様々な主体がそれぞれの観測データに基づき個別に行う場合は、社会的な混乱を生じるおそれ。
- ◇災害などの緊急時に迅速かつ的確な防災気象情報を提供するためには、常日頃から観測・監視・予測を一体的に行うとともに、実際の災害発生時には、これらと警報等の発表とを一連のものとして実施する必要。
- ◇災害対応が迅速かつ確実に実施されるためには、警報等を行う気象庁が、避難勧告・命令の発出や防災出動等の現場対応を行う国の行政機関や地方公共団体と対等の立場に立って協議・調整等を行う必要。

検 討 結 果

5年間(平成18～22年度)で、

- ・気象研究所を独立行政法人化(▲174人)
- ・測候所を原則廃止(▲338人)

独立行政法人化の検討



気象研究所を非公務員型独立行政法人化(▲174人)

○気象庁の研究部門である気象研究所については、その研究開発の成果を気象庁施策に活用するため必要不可欠な組織であるが、以下の観点から非公務員型独立行政法人へ移行する

- － 研究者の積極的な人材交流
- － 多様な研究資金の活用の実現

なお、以下の諸条件(具体的には今後要精査)を整備することとしている

- ・気象庁と気象研究所との間での従来通りの円滑な人事交流の担保
- ・研究計画の策定等について気象庁と調整する枠組みの確保
- ・気象情報の高度化等について気象庁に対して提案できる枠組みの確保 等

観測業務の合理化



測候所の原則廃止(▲338人)

○測候所については、地域の防災気象業務の一翼を担っているが、解説業務の遠隔化、可能な限り観測業務の自動化を実施することとし、今後5年間で46箇所の測候所を原則廃止する

○今回の測候所の廃止により地域によっては防災対応力の低下が懸念される場合も考えられるため、廃止にあたっては地域防災気象情報の的確な提供の確保に十分配慮する必要

→ 活動が活発な火山の監視業務、高層気象の観測・監視業務等の無人化が困難な業務については、現地又は近隣の地方气象台等において継続して実施

その他業務の合理化

- 内部管理業務については、今後とも政府の方針である情報通信技術の活用等による一層の効率化を図る
- 防災気象情報の発表業務及びそのための企画・総合調整・管理業務については、的確な防災気象情報の提供に必要な要員は確保しつつ、情報技術の進展等に応じ、引き続き機械化・自動化等により業務の効率化を推進する

測候所関係要員の削減に向けた取組み

現 行

平成18年度から5年間の取組み

自動観測システムの
整備等により無人化
可能な測候所 (247人)

○自動観測システムの整備等により無人化

無人化による廃止
→ 238人を削減

活動が活発な火山の
監視業務、高層気象
の観測・監視業務等
の無人化が困難な業務
を実施している測候所
(207人)

○無人化困難業務を集約等により合理化
し、その他業務は無人化

スリム化による廃止
→ 66人を削減

○火山業務等を即地的に行ってきた測候所
について、気象観測業務を縮小

業務の合理化
→ 16人を削減

○上記測候所についても、抜本的に見直し、
火山業務等を集約等により合理化し、
気象観測業務は無人化

抜本的見直しによる廃止
→ 18人を削減

合計338人の人員を削減

測候所関係要員【454人】

関係要員【116人】

* 測候所は廃止し、無人化が困難な一部の
業務について集約等により合理化して実施

独立行政法人化の検討について

(警報等の発表、観測・監視・予測の実施等の業務について)

- 警報等の防災気象情報の発表については、国民の行動を事実上一定の方向に誘導し、又は制約するものであり、これにより災害時の的確な危機対応を可能とするものである。このような情報を、様々な主体が、それぞれの観測データに基づき個別に発表した場合には社会的な混乱が生じるおそれがあることから、台風、地震、津波等広域にわたり発生する自然現象に関する外国の気象機関の観測データも活用しながら、一の機関（我が国では気象庁）が一元的にこれを実施する必要がある。
- また、災害などの緊急時に迅速かつ的確な防災気象情報を提供するためには、常日頃から自然現象の観測・監視・予測を一体的に実施するとともに、実際の災害発生時には、これらと警報等の発表とを一連のものとして実施する必要がある。例えば、内閣総理大臣による東海地震の警戒宣言（これにより居住者等には警戒態勢を、指定公共機関や都道府県知事には地震防災応急対策に係る措置を執ることを求めることとなる。）の前提となる地震予知情報は、直ちに気象庁長官が内閣総理大臣に報告することとされているように、観測から防災気象情報の発表・伝達まで、単一の責任主体の下で一元的に実施する必要がある。
- さらに、警報等は、国の行政機関や地方公共団体に災害時の避難勧告・命令の発出や防災出動等の現場対応を迫るものである。国民の生命・財産を守るための災害対応が迅速かつ確実に実施されるためには、気象庁がこれらの行政機関と対等の立場に立って、
 - ① 平時から、災害発生時の対応ぶりについて、それぞれ役割分担を踏まえた協議・調整や具体的方策の立案を行うとともに、
 - ② 災害発生時には、必要に応じ、これらの機関に対し実際の対応を求める必要がある。
- 以上のような検討の結果、現時点においては、警報等の防災気象情報の発表、観測・監視・予測の実施等の業務は、引き続き気象庁が国の行政機関として実施することが適当であると考えている。

(気象研究所等について)

- 一方で、気象庁の研究部門である気象研究所については、研究者の積極的な人材交流や多様な研究資金の活用等の観点も考慮し、非公務員型独立行政法人に移行することとし、定員174人を削減する。
なお、気象研究所が現在行っている気象庁の施策に活用するための研究開発は今後とも気象庁の業務遂行に必要不可欠であることから、以下の諸条件（具体的には今後要精査）を整備することとしている。
 - ・ 気象庁と気象研究所との間での従来通りの円滑な人事交流の担保
 - ・ 研究計画の策定等について気象庁と調整する枠組みの確保
 - ・ 気象情報の高度化等について気象庁に対して提案できる枠組みの確保 等
- 高層気象台では通常の高層気象に加えて1500m上空までの下層大気やオゾン層の精密な観測・監視業務を、地磁気観測所では地震・火山噴火予知に密接な地球磁気・地球電気の観測・監視業務を行っており、これらに係る特殊な技術を要することから両者は施設等機関として位置づけられているが、これらの業務は地方気象台等で行う業務と同様に防災気象業務の一環として行われるものであることから、独立行政法人化は適当ではない。
また、気象大学校については、地方気象台の要所に配属することを念頭に、気象業務を行うのに必須である地球物理学及びその業務への応用手法について高い専門的知見を有する人材の育成を行っていること、地球物理学を履修できる大学が非常に限られていること、行政機関の職員のみを対象とする研修施設であること等から、廃止又は独立行政法人化は適当ではない。
- 人事、給与、会計といった内部管理業務については、今後とも政府の方針である情報通信技術の活用等による一層の効率化を図る。

測候所の原則廃止について

今般、有識者会議におけるご指摘を踏まえ、46か所ある測候所については、原則、今後5年間で廃止することとし、338人*を削減する。

なお、今回の測候所の廃止により、地域によっては防災対応力の低下が懸念される場合も考えられる。このため、廃止にあたっては、自動観測システムの整備、予報解説業務の遠隔化等を進める一方、活動が活発な火山の監視業務、高層気象の観測・監視業務、独自の気候特性を持つ広域的な地域において行う地方気象台と同等の業務等の無人化が困難な業務については現地又は近隣の地方気象台等において継続して実施するなど、地域の防災気象情報の的確な提供の確保に十分配慮しながら実施する必要がある。

* 具体的には、以下のとおり。

○ 自動観測システムの整備等により無人化可能な測候所（現行247人）	削減数
・ 自動観測システムの整備等により無人化	△238人
○ 活動が活発な火山の監視業務、高層気象の観測・監視業務等無人化が困難な業務を実施している測候所（現行207人）	
・ 無人化困難な業務を集約等により合理化し、その他業務は無人化	△66人
・ 火山業務等を即地的に行ってきた測候所について、気象観測業務を縮小	△16人
・ 火山業務等を行ってきた測候所の業務を抜本的に見直し、当該業務を集約等により合理化し、気象観測業務は無人化	△18人
計	△338人

地方自治体や民間など他の主体が収集した観測データの活用について

地方自治体等が河川・道路管理のために観測機器を設置し、取得している雨量データ等については、県を通じた地方気象台等へのオンライン収集を進めてきており、局所的な豪雨等の発生状況の把握に有効なことから、気象庁の発表する気象情報に一層の活用を図っていくこととしている。

なお、地方自治体や民間の観測機器は、それぞれの目的に応じた仕様（例：観測間隔が15分・30分毎であったり、降水量を1mm単位で計測したりしている）により整備・運用されているものであるため、防災気象業務のみならず数値予報モデルの初期値や世界気象機関の枠組みに基づく国際的なデータ交換に用いることを目的とし、全国統一的な仕様（例：10分毎に、降水量は0.5mm単位で計測）で均質かつ精緻な観測データを求められる気象庁の観測網に置き換えることは困難である。